

浄化槽設置整備事業補助金交付申請の手続き

重要

次のⅠ～Ⅲは、補助金交付の要件です。必ず守ってください。

浄化槽管理者の責任において以下の事柄が守られていない場合、補助金を返還していただく事があります。

- Ⅰ 年数回の保守点検業者による点検（浄化槽法 8 条及び 10 条）
- Ⅱ 年 1 回以上の清掃（同法 9 条及び 10 条）
- Ⅲ 年 1 回の法定水質検査（同法 7 条及び 11 条）

【浄化槽設置整備事業補助金の申請に必要な書類】

1 受付（工事の 2 週間以上前：原則 12 月末まで）

①補助金交付申請書

住宅を共有している場合、申請者は 1 人とし、共有者の承諾書を提出してください。

延床面積を記入してください。販売・賃貸目的の住宅には補助できません。また、店舗・事務所等にも補助できません。（店舗等併用住宅でも、住居部分＞それ以外の部分の延床面積であれば補助対象となります）

②建築確認通知書及び浄化槽設置届出書

新築：建築確認済証、及び審査機関を経由した浄化槽設計書の写し

改築：適合通知書、及び審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し

③設置場所の案内図及び浄化槽の配置図

④住宅（借家等）を借りている方は、賃借人の承諾書

⑤浄化槽設備士免状の写し

資格取得年が昭和 62 年以前であれば、小規模合併浄化槽施設技術特別講習会の修了証書の写しも必要となります。

手元にない場合は再発行してもらってください。

⑥保証登録証

⑦工場生産浄化槽認定シート

⑧登録浄化槽管理票（C 票）

⑨登録証

⑩浄化槽設置に係る見積書の写し（社印が押印してあり、明細がわかるものであること）

⑪申請時の納税証明（市税に未納がないことがわかるもの）

⑫ 7 条検査及び 1 1 条検査の検査手数料の領収証の写し

※ 1 1 条検査については 3 年分の領収証

⑬誓約書兼同意書

⑭住民票謄本（異動履歴を記載したもの）

⑮その他、市長が必要とする書類〔連名書類がある場合の一方から他方への承諾書、下水道料金の領収書、賃貸契約の写し、くみ取り又は単独浄化槽の維持管理記録 等〕

2 実績報告（1 月末までに工事を完了すること）

①補助事業実績報告書

②浄化槽保守点検業者との契約書の写し

③工事施工写真

④浄化槽設置工事完了報告書及び浄化槽施工管理報告書の写し

⑤浄化槽設置に係る請求書及び領収書の写し（請求書の内容と一致させること）

⑥使用開始報告書、浄化槽保守点検結果書の写し

⑦申請者の通帳のコピー（表紙をめくった見開きページで金融機関名・口座番号・口座名義人等が確認できるもの）

⑧その他市長が必要とする書類

新住所の住民票謄本（異動履歴を記載したもの）、し尿廃止届又は浄化槽使用廃止届出書の写し等

3 補助金の交付請求

①補助金交付請求書

金額・日付欄は空けておくこと

※工事が 1 月中に完了しない場合、申請を取り下げてください。

※書類に不備等がある場合、補助を受けることができません。